

2019年度「メイドインかごしま」支援事業募集要項  
(新製品等支援事業)

鹿児島市では、中小企業者（製造業者）等の経営基盤強化や競争力向上を促進するため、中小企業者（製造業者）等より、新製品等の開発や新商品の販路開拓計画を募集し、優れた計画の取り組みに対する支援を行います。

1 募集内容

支援区分	補助対象事業	補助対象経費
新製品等 開発支援	新製品、新技術の開発及び既存製品、技術の改良等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験及び検査等に要する経費</li> <li>・試作品等の製作に要する経費</li> <li>・専門家に対する謝金</li> <li>・その他新製品等開発に必要な経費</li> </ul>
新商品販路 開拓支援	商品化後3年以内の新商品の県外で開催される見本市等（商談会、見本市、展示会、博覧会（物産展を除く）その他これらに類するもので、国又は自治体等が主催、共催又は後援するもの）等への出展や、広告宣伝等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見本市等出展経費</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・その他販路開拓に必要と認められる経費</li> </ul>

※新製品等開発支援については、新規性、独創性及び成長性があり、商品化又は実用化の見込まれる製品、技術等の開発及び改良である必要があります。また、市内を拠点とした製品の製造、技術の提供が行われる必要があります。

2 応募資格等

鹿児島市税を滞納していない中小企業者（製造業者）で、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること。  
(グループ等の場合、グループ等を構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること。)

- (2) 支援決定日以降に応募する計画に着手し、2020年3月31日までにその事業が完了できる者であること。
- (3) 年度内に同事業の支援を受けていない取り組みであること。
- (4) 「新製品等開発支援」については、本事業の補助金を3か年度を超えて受けていないこと。「新商品販路開拓支援」については、当該新商品について、本事業の補助金を1度も受けていないこと。

※この募集要項でいう中小企業者とは、次のいずれの要件も満たす会社又は個人のことです。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する者（ただし、「新商品販路開拓支援」については、同法第2条第1項各号のいずれかに該当する者）
- ②株式会社の場合、中小企業者以外の者が保有する株式の総数が発行済株式の数の5割未満である者

### 3 募集期間

2019年4月1日（月）から随時受付いたします。申請書の受付は先着順とし、募集件数に達し次第締め切らせていただきます。

### 4 選定件数と支援内容

- ・「新製品等開発支援」「新商品販路開拓支援」それぞれ、6件程度を選定します。
- ・「新製品等開発支援」については、1件当たり20万円、「新商品販路開拓支援」については、1商品あたり30万円を限度に、補助対象経費の金額の2分の1以内に相当する額の補助金を交付します。（補助金等交付決定日以降の経費が対象となります。）

### 5 応募方法等

(1) 下記の申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。（郵送の場合は、簡易書留で送付すること。）

- ① 新製品等支援事業応募用紙（様式第5）
- ② 鹿児島市メイドインかごしま支援事業応募用紙（別紙）  
※中小企業者のグループ等の場合のみ
- ③ 新製品等開発事業計画書（様式第6）又は新商品販路開拓計画書（様式第7）
- ④ 鹿児島市税の納付状況の確認について（照会）兼鹿児島市税納付状況の確認に関する同意書（様式第3）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- ⑥ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料  
※新商品販路開拓事業に対する支援に応募する場合は新商品の説明資料を含む。
- ⑦ 登記簿謄本（原本で発行後3か月以内のもの）
- ⑧ 決算書（貸借対照表及び損益計算書を複写した直近のもの）  
※個人事業者の場合、⑦及び⑧は、住民票の写し（原本で発行後3か月以内のもの）及び

確定申告書一式（複写したもので直近のもの）となります。

- (2) 提出していただいた応募用紙や資料等の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出された応募用紙等は、支援対象者の選定及び選定後の支援以外の目的で使用することはありません。

## 6 選定

応募内容について書類による審査を行い、支援対象者を選定します。

- (1) 選定結果は個別に通知します。
- (2) 補助金は事業が終了し、所定の報告が完了した日以降に交付します。

## 7 その他

- (1) 国又は県等及び市が行う他の事業から補助金等の交付を受けている事業は、補助対象となりません。
- (2) 支援決定後に、応募内容等の虚偽の記載が判明したときや、応募の要件に該当しなくなった場合、支援の決定が取り消されます。また、既に受け取っている補助金がある場合、返還していただくこととなります。
- (3) 申し込んでいただいた発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- (4) 応募内容等が第三者の著作権、工業所有権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。
- (5) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- (6) 補助事業の効果を検証する為、事業完了後一定期間「実績経過報告書」の提出を求めます。

## 8 お問い合わせ・申し込み先

**鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係**

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099 - 216 - 1323 FAX 099 - 216 - 1303

URL : <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

E-mail : [san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp)

この募集要項、各種申込書類につきましては、市のホームページからダウンロードできます。サイト内検索で『メイドインかごしま支援事業』と検索していただくと関連するページが表示されます。